

令和 7 年度

第 1 回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：令和 7 年 5 月 2 6 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 0 時 4 9 分

場 所：オンライン開催

議 事

(1) 「(仮称) 豊洲4－2街区 (B棟) 商業施設計画」の新設について

○野田会長 まず、江東区の「(仮称) 豊洲4－2街区 (B棟) 商業施設計画」における、株式会社IHIほか1名における新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要、「(仮称) 豊洲4－2街区 (B棟) 商業施設計画」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の1ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和6年10月31日、設置者は株式会社IHIほか1名、店舗の名称は「(仮称) 豊洲4－2街区 (B棟) 商業施設計画」、所在地は江東区豊洲二丁目14番2ほか、小売業者名は未定での届出となっております。

新設する日は令和7年7月1日、店舗面積は、1,917平方メートルです。

駐車場については、店舗1階に駐車場No. 1として17台、隔地で駐車場No. 2として19台、合計で36台分整備します。指針の計算式により算出した必要駐車台数は23台であり、これを上回る届出となっております。このほか、オフィス、企業寮用で141台、施設内に全体では158台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は駐車場No. 1として敷地南西側に1か所、駐車場No. 2として隔地で2か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は11台分設置します。

駐輪場は店舗南東側に196台、北東側に13台、合計209台分整備します。江東区の自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例による商業用途の必要駐輪台数は、198台となりました。これを上回る届出となります。このほか、企業寮用として、別途42台を整備します。

荷さばき施設は店舗1階に422平方メートル分整備します。使用時間帯は24時間です。

廃棄物等の保管施設については、店舗1階に29.76立方メートル分整備します。併設施設を含む排出予測量25.13立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時間は午前6時、閉店時間は午前0時となっております。

駐車場利用時間帯は駐車場No. 1は午前5時30分から翌午前0時30分まで、No. 2は午前7時から午前0時までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。計画地は東京メトロ有楽町線「豊洲」駅の北西側約210メートルに位置しており、用途地域は工業地域です。

店舗周辺の状況ですが、北東側は都道を挟んで事務所・店舗ビルが立地、北西側は通路を挟んで建築中の事務所が立地、南東側は通路を挟んで商業施設が立地、南西側は区道挟んで商業施設が立地といった環境となっています。参考情報ですが、当該敷地には、従前はカフェ、屋内フットサルコートがありました。

「3 説明会について」ですが、令和6年12月17日火曜日、午後7時から午後7時45分まで、豊洲IHIビル低層棟大研修室で開催され、13名の出席がありました。説明会では、「新たに200台収容する駐車場ができるが、交通混雑が解消されるのか。」という質問が寄せられ、設置者からは、「店舗規模や想定顧客層から大きな影響はないと考えるが、周辺への影響が発生した場合には、周辺施設や行政等と連携して対策をしていく。」と回答し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、江東区の意見を令和7年1月31日に受理していますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

本件には、委員の皆様からの事前質問はありませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございません。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 特にございません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にありませんが、1点だけ。

先ほど、説明会で、渋滞は解消されるのかという住民のご意見がありましたけど、日常的に渋滞されているような状況なのかということをちょっと確認させてください。

○志賀課長代理 本件施設の向かい側に、既に大規模な商業施設がありまして、土日を中心に、既に渋滞は一部発生している状況になっています。

ただ、本件施設とは駐車場の道路の引込みの向きを逆にすることによって、既存の渋滞に車が新たに追加することがないような形での配置計画となっています。

以上です。

○大門委員 分かりました。ありがとうございます。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にありません。大丈夫です。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にございません。よろしくお願いします。

○野田会長 南部委員はいかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 では、よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック〕

○福澤課長 皆様挙手いただきました。

○野田会長 それでは「（仮称）豊洲4－2街区（B棟）商業施設計画」における株式会社I H Iほか1名による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、江東区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

（２）「（仮称）ライフ板橋富士見店」の新設について

○野田会長 続きまして、板橋区の「（仮称）ライフ板橋富士見店」における、株式会社ライフコーポレーションによる新設の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○福澤課長 すみません。説明の前に、小嶋委員が入られましたので、今回 9 名の委員が参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○野田会長 承知いたしました。ありがとうございます。

○志賀課長代理 それでは、事務局の志賀よりご説明申し上げます。

では、審議案件の概要、「（仮称）ライフ板橋富士見店」の新設について、ご説明申し上げます。

資料 1 の 2 ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和 6 年 1 月 2 8 日、設置者は株式会社ライフコーポレーション、店舗の名称は「（仮称）ライフ板橋富士見店」、所在地は板橋区富士見町 4 番 8 号、小売業者名は株式会社ライフコーポレーションでの届出となっております。

新設する日は令和 7 年 7 月 2 9 日、店舗面積は 1, 5 9 0 平方メートルです。

駐車場については、店舗 1 階に駐車場 No. 1 として 4 9 台分整備します。指針の計算式により算出した必要駐車台数は 4 9 台であり、これと同数の届出となっております。このほか、従業員等用で 3 台、全体では 5 2 台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は店舗南側に 1 か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は 4 台分設置します。

駐輪場は店舗 1 階南東側に 1 6 台、南側に 3 8 台、西側に 5 2 台、合計 1 0 6 台分整備します。板橋区の自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例による必要駐輪台数は 1 0 6 台となりました。これと同数の届出となります。このほか、従業員用として別途 2 6 台、全体として 1 3 2 台を整備します。

荷さばき施設は店舗 1 階に 9 1 平方メートル分整備します。使用時間帯は午前 6 時から午後 1 0 時までです。

廃棄物等の保管施設については、店舗 1 階に 1 4. 9 6 立方メートル分整備します。排出予測量 7. 4 1 立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時間は午前 9 時、閉店時間は午後 1 0 時 4 5 分となっております。駐車場の利用時間帯は午前 8 時半から午後 1 1 時までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地は都営地下鉄三田線「板橋本町」駅の西 3 5 0 メートルに位置しており、用途地域は準工業地域及び近隣商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は住宅及び集合住宅が隣接、西側は区道を挟んで住居及び集合住宅が立地、南側は区道を挟んで事務所及び集合住宅が立地、北側は集合住宅が隣接し、区道を挟んで住宅が立地といった環境となっています。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は運送会社の倉庫があった場所となっております。

「3 説明会について」ですが、令和6年12月20日金曜日、午後7時から午後8時まで、富士見地域センター第一洋室で開催され、55名の出席がありました。説明会では、「右折入庫禁止をお願いすることだが、実際には入庫待ちの車両で渋滞が発生するのではないか。」という質問が寄せられ、設置者からは、「開業から2週間程度は臨時誘導員を配置し、その後は状況を確認して対応する。」と回答し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、板橋区の意見を令和7年3月4日に受理していますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

本件には、委員の皆様からの事前質問はありませんでした。

以上で、事務局の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございません。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 説明会の出席数が非常に多く、恐らく渋滞のこと、あるいは近隣に通学路があったりというところもございますので、近隣の方々のご心配があったのではないかと思います。この辺り、柔軟なご対応をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○志賀課長代理 設置者のほうにお伝えさせていただきます。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 申し訳ございませんでした。

すみません、こちらの件について、私も先ほど既に意見があったところの、左折入庫のための入店経路のところがすごく大回りになっていて、きちんと守っていただくというためには周知とか、そういったことが必ず必要だと思いますので、回答いただい

るとおり、しっかり対応していただければと思います。

以上です。

○志賀課長代理 その旨、設置者に重ねて伝えたいと思います。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にありません。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にございません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 皆様挙手をいただきました。

○野田会長 それでは、「（仮称）ライフ板橋富士見店」における株式会社ライフコーポレーションによる新設の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、板橋区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

（３）「G I N Z A S I X」の変更について

○野田会長 続きまして、中央区の「G I N Z A S I X」における、株式会社大丸松坂屋百貨店ほか5名による変更の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、「G I N Z A S I X」の変更について、ご説明申し上げます。

資料１の３ページ、「１ 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和６年１０月２４日、設置者は株式会社大丸松坂屋百貨店ほか５名、店舗の名称は「GINZA SIX」、所在地は中央区銀座六丁目１０番１号ほか、小売業者名は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ほか１５７名です。

今回の届出内容は駐車場の位置及び収容台数についてです。届出書の４７ページ、図５－２－１をご覧ください。

変更前は機械式駐車場として３１１台分の届出がございました。変更後は１枚おめくりいただき、届出書の４８ページ、図５－２－２のとおり、届出台数は５１台減少し、２６０台の届出となっています。なお、車室そのものの変更はございません。

変更後の台数で充足するの点については、届出書の２３ページ及び２４ページをご覧ください。駐車場の最大在庫台数は１２月２４日日曜日の２６０台でした。変更後の届出台数はこれと同数となっています。

変更する理由は集約駐車場の需要拡大に対応するためとなっています。当該施設の立地する中央区銀座地区においては、東京都駐車場条例に基づく駐車場の設置について、地域ルールが定められており、地域特性から、個々の建物で個別に駐車場を設置するのではなく、特定の建物に駐車場を集約することを認めています。変更予定年月日は令和７年６月３０日です。

続きまして、「２ 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は東京メトロ銀座線「銀座」駅から１２３メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、北東側は区道を挟んで商業施設が立地、北西側は国道を挟んで商業施設が立地、南東側と南西側は区道を挟んで商業施設が立地といった環境となっております。

「３ 説明会について」ですが、令和６年１２月６日金曜日、午後６時半から午後６時４５分まで、銀座フェニックスプラザ３階会議室４で開催され、１名の出席がありましたが、質問等はありませんでした。

「４ 法８条に基づく意見」ですが、中央区の意見を令和６年１２月２０日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

本件には、委員の皆様からの事前質問はありませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 すみません。説明の中にあった駐車場地域ルール是集約駐車場というのは、この建物ではなく、ほかの建物にあるものという理解でよろしいですか。

○志賀課長代理 ほかの建物から、GINZA SIXの今回空いた駐車場の枠に対して隔地をしていきたいという要望があるので、空きをつくったという形になります。

○泉山委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

ほかは問題ないかと、コメントなしです。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にありません。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 特にございません。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 ありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 先ほどの質問に関連してなんですけど、もともと集約駐車場の台数というのは確保されていて、それを拡大したということなのか、もともと集約駐車場の台数は確保されていなかったのかという、その辺りを教えていただけると。

○志賀課長代理 もともとは集約駐車場として、結局、建物のほうが銀座ルールよりも前に建っているので、今回、近隣の建物から集約駐車場を設置したいと要望があって設けたと伺っています。

○大門委員 銀座の駐車場地域ルールは2003年からあるんですけど、それより前に建ったということなんですかね。

○志賀課長代理 デパートの建て替えという形になっているので、建物自体は大正13年からある建物となっています。

○大門委員 すみません。質問を変えます。

GINZA SIXが最初に大店立地で届出されたのは、いつになるかというのは分か

りますか。

○志賀課長代理 大店立地法の最初の適用になったのが、平成13年になります。なので、西暦に直すと2001年です。

○大門委員 なるほど、そういうことですよね。

では、その時点では地域ルールは適用されていなくて、純粹に大店立地法による届出だけでなったということですかね。

○志賀課長代理 となっております。

○大門委員 その時点では、駐車場台数が311台で届出されたということですかね。

○志賀課長代理 大店立地法の届出駐車台数として、その台数を届出いただきました。

○大門委員 分かりました。ありがとうございます。大丈夫です。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にないです。大丈夫です。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にございません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、Teamsの挙手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 皆さん挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「GINZA SIX」における株式会社大丸松坂屋百貨店ほか5名による変更の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、中央区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(4) 「モリパーク アウトドアヴィレッジ」の変更について

○野田会長　続きまして、昭島市の「モリパーク　アウトドアヴィレッジ」における、三井住友信託銀行株式会社による変更の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理　「モリパーク　アウトドアヴィレッジ」の変更について、ご説明申し上げます。

資料１の４ページ、「１　届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和６年１１月１１日、設置者は三井住友信託銀行株式会社、店舗の名称は「モリパーク　アウトドアヴィレッジ」、所在地は昭島市代官山二丁目６番１号、小売業者名は、株式会社ゴールドウィンほか８名です。

今回の届出内容は駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、並びに駐車可能時間帯についてです。届出書の２５ページ、図５をご覧ください。

変更前は３つの駐車場で、合計２５５台分の届出がございました。変更後は１枚おめくりいただき、届出書の２６ページ、図６のとおり、届出台数は５９台減少し、２つの駐車場で１９６台の届出となっています。

変更後の台数で充足するのかという点については、届出書の５ページ及び６ページをご覧ください。令和６年６月１６日に調査を実施した入庫ゲートにおける当該店舗の利用率は、表１の最も下段に記載されていますとおり、Ｎｏ．２駐車場で６０％、Ｎｏ．３駐車場で５．２％でした。それぞれの駐車場容量である１２３台と７３台に利用率を乗じて算出した台数に、敷地内駐車場であるＮｏ．１駐車場の台数を足したものが、６ページの表２の必要駐車台数１９６台になります。変更後の届出台数はこれと同数となっています。

駐車場の位置に変更があったため、駐車場の出入口の数についても届出されています。駐車場Ｎｏ．３を廃止することに伴って、駐車場の出入口の数は合計６か所から４か所に減少しました。

また、駐車可能時間帯についても併せて届出されておりますが、これは駐車場Ｎｏ．３を廃止することに伴うものであり、午前８時３０分から午後１０時３０分までという、駐車場Ｎｏ．１とＮｏ．２の駐車可能時間帯に変更はありません。

変更する理由は、駐車場の利用実態に即した届出台数とし、届出駐車場を集約するためとなっています。変更予定年月日は令和７年７月１２日です。

続きまして、「２ 周辺の生活環境等」です。

当該店舗はＪＲ青梅線「昭島」駅から北２５０メートルに位置しており、用途地域は近隣商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は市道を挟んで隔地駐車場が立地、西側は歩行者専用通路を挟んでラグビーグラウンド等が立地、南側は歩行者専用通路を挟んで商業施設が立地、北側は市道を挟んでログハウス展示場等が立地といった環境となっております。

「３ 説明会について」ですが、令和６年１２月１６日月曜日、午後７時から午後７時１５分まで、昭島市公民館３階集会室で開催され、１名の出席がありましたが、質問等はありませんでした。

「４ 法８条に基づく意見」ですが、昭島市の意見を令和７年１月２４日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

本件には、委員の皆様からの事前質問はありませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 １点ご質問が、利用状況のヒアリング調査というのをどのように行われたのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○志賀課長代理 駐車場をご利用いただいている方に、入庫ゲートのところで車を止めて、人による聞き取り調査を行っていきます。

○坂村委員 なるほど。直接伺って、当該店舗を使うかどうかを聞いたということですね。

○志賀課長代理 そうですね。

○坂村委員 分かりました。では、大丈夫です。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 ございません。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 ありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

- 大門委員 特にありません。
- 野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。
- 朝倉委員 特にありません。
- 野田会長 横山委員、いかがでしょうか。
- 横山委員 特にございません。
- 野田会長 南部委員、いかがでしょうか。
- 南部委員 特にございません。
- 野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック〕

- 志賀課長代理 皆様挙手いただきました。
- 野田会長 それでは、「モリパーク アウトドアヴィレッジ」における、三井住友信託銀行株式会社による変更の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、昭島市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(5) 「ヤマダアウトレット足立店」の変更について

- 野田会長 続きまして、足立区の「ヤマダアウトレット足立店」における、青木誠一による変更の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

- 志賀課長代理 「ヤマダアウトレット足立店」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の5ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和6年11月22日、設置者は青木誠一、店舗の名称は「ヤマダアウトレット足立店」、所在地は足立区青井六丁目24番8号、小売業者名は株式会社ヤマダデンキです。

今回の届出内容は駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、並びに駐車可能時間帯についてです。届出書の19ページ、図2-1をご覧ください。

変更前は2つの駐車場で、合計113台分の届出がございました。変更後は1枚おめくりいただき、届出書の20ページ、図2-2のとおり、届出台数は53台減少し、60台の届出となっています。

変更後の台数で充足するのかという点については、届出書の6ページ及び7ページをご覧ください。令和6年9月8日に実施した調査で、第一駐車場の在庫実績は27台でした。

ここで、一点ご報告なのですが、変更前第二駐車場については、令和4年に閉鎖されており、以降は使用されておりました。

本来であれば、台数の減少が発生する変更の8か月前までに届出しなければならなかったものですが、これを失念し、届出が遅延したことについては、設置者に指導を行い、始末書となります経緯報告書の提出を受けたところです。審議会終了後の設置者の書面交付の際にも、改めて再発防止を文書により指導したいと考えております。

閉鎖後のため、令和6年9月8日の駐車場利用実態調査の結果の27台には、第二駐車場は含まれておりません。このため、以前の届出書に記載されていた、第一駐車場と第二駐車場の利用実績比率から第二駐車場の在庫台数を計算し、合計30台になると試算しました。これに、調査日と年間ピーク日の客数の比率を乗じたところ、年間最繁忙日の駐車需要は43台となっています。変更後の届出台数はこれを上回る台数となっています。

駐車場の位置に変更があったため、駐車場の出入口の数についても届出されています。第二駐車場を廃止することに伴って、駐車場の出入口の数は合計5か所から2か所に減少します。また、駐車可能時間帯についても併せて届出されておりますが、これは第二駐車場を廃止することに伴うものであり、午前9時30分から午後10時30分までという駐車場No. 1の駐車可能時間帯に変更はありません。

変更する理由は、駐車場の利用実態に即した届出台数に変更するためとなっています。変更予定年月日は令和7年7月23日です。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス線「青井」駅北西約1キロメートルに位置しており、用途地域は準工業地域及び第一種中高層住居専用地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は集合住宅及び事務所が隣接、西側は店舗及び事務所が隣

接、南側は畑及び住宅が隣接、北側は都道を挟んで畑及び事務所が立地といった環境となっております。

「3 説明会について」ですが、令和7年1月10日金曜日、午後7時から午後7時15分まで、足立区保塚地域学習センターで開催され、1名の出席がありましたが、質問等はありませんでした。

「4 法8条に基づく意見」ですが、足立区の意見を令和7年1月31日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

本件については、委員の皆様からの事前質問はありませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございません。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 ございません。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 私からはありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にありません。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にはありません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 では、私からですが、一部駐車場の閉鎖について、届出を失念されていたということのようですが、以後、こういうことがないようにご留意いただきたいということをお伝えいただけますでしょうか。

○志賀課長代理 設置者のほうにお伝えさせていただきます。

○野田会長 よろしく願いいたします。

では、よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 全員挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「ヤマダアウトレット足立店」における、青木誠一による変更の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、足立区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

以上で本日の議題5件の審議は、全て終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。